

熊本県公報

第 1 0 8 4 9 号
平成 14 年 6 月 17 日 (月)
(毎 週 月 ・ 水 ・ 金 発 行)

目 次

告 示	
公有水面埋立権の一部譲渡許可	(漁 港 課) 1
熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項	(経 営 金 融 課) 1
登 載 依 頼	
地方公営企業労働関係法第 5 条第 2 項の規定に基づく、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲	(地 方 労 働 委 員 会) 19
正 誤	
平成 14 年 3 月 31 日熊本県条例第 40 号 (熊本県税条例等の一部を改正する条例) 中	(税 務 課) 19

告 示

熊本県告示第 486 号

公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号) 第 16 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立権の一部譲渡を許可したので、同法施行令第 24 条の規定により次のとおり告示する。
平成 14 年 6 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 譲渡許可年月日
平成 14 年 6 月 7 日
- 2 埋立権の譲渡人及び譲受人の住所及び氏名
 - (1) 譲渡人
天草郡御所浦町 3527 番地 旧嵐口漁港管理者 御所浦町
天草郡御所浦町 3527 番地 御所浦町
 - (2) 譲受人
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 御所浦漁港管理者 熊本県
- 3 埋立免許の告示の年月日及び番号
平成 8 年 3 月 6 日熊本県告示第 183 号
- 4 譲渡する埋立権
埋立面積 11,219.44 平方メートルのうち 7,694.62 平方メートル

熊本県告示第 487 号

熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 14 年 6 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項
熊本県中小企業高度化資金貸付要項 (平成 2 年熊本県告示第 816 号) の一部を次のように改正する。
- 第 2 条第 3 号中「(別表第 3 の特定共同施設事業を除く。)」を削り、同条第 7 号を削る。
 - 第 3 条第 6 号を削る。
 - 第 13 条の見出しを「対象施設設置完了検査、貸付金の交付の請求及び交付」に改め、同条第 1 項を次のように改める。
貸付決定者は、対象施設の設置に要した経費の全額の支払いを完了したとき、又は知事が特に必要と認めるときは、対象施設設置完了届 (別記第 6 号様式) 及び対象施設代金支払状況報告書 (別記第 7 号様式) に当該対象施設の設置に要した経費の支払いの事実を証する書面の写しを添付のうえ、知事に提出し、対象施設設置完了検査を受けるものとする。
 - 第 13 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。
 - 2 前項の規定による検査の結果、対象施設の設置及び設置に要した経費の全額の支払いを知事が確認した場合、貸付決定者は、中小企業高度化資金交付請求書 (別記第 8 号様式) を提出して貸付金の交付を請求することができる。
別表第 1 から別表第 6 までを次のように改め、別表第 7 を削る。

別表第 1 (高度化に寄与する事業関係)

貸付けの対象事業	貸付けの相手方	貸付けの対象施設	貸 付 け の 条 件			
			利 率 (年)	償還期限 (据置期間を含む)	据置 期間	貸 付 額
集団化事業	集団化事業を行う事業協同組合若しくは協同組合連合会又はこれらの組合員若しくは所属員たる特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合	集団化事業の用に供する土地、建物（関連施設を含む。以下同じ。）、構築物（関連施設を含む。以下同じ。）、又は設備（組合員若しくは所属員たる特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合の事業の共同化に著しく寄与する設備又は当該事業協同組合等及びこれらの組合員若しくは所属員の出資に基づいて設立された組合員若しくは所属員たる会社の事業の用に供する設備に限る。）	1.05%以内	20年以内	3年以内	貸付けの相手方が貸付対象施設を取得し、又は設置するのに必要な資金（以下「設置資金」という。）の100分の80以内（ただし、小規模事業者が専有する部分については100分の90以内）
集積区域整備事業	集積区域整備事業を行う事業協同組合等（事業協同組合若しくは協同組合連合会をいう。以下この号において同じ。）、商店街振興組合等（商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であつてその直接若しくは間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小事業者であるものをいう。以下同じ。）又はこれらの組合若しくは連合会の組合員若しくは所属員たる中小企業者（中小事業者たる組合員又は所属員については、特定中小事業者であるものに限る。以下この号において同じ。）	集積区域整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備（組合員若しくは所属員たる特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合の事業の共同化に著しく寄与する設備、事業協同組合等、商店街振興組合等及びこれらの組合若しくは連合会の組合員若しくは所属員の出資に基づいて設立された組合員若しくは所属員たる会社の事業の用に供する設備又は組合員若しくは所属員である施設集約化（特定中小企業団体）、施設集約化（協業組合）若しくは施設集約化（合併・出資会社）に係る貸付けの相手方たる会社の事業の用に供する設備に限る。）	1.05%以内	20年以内	3年以内	設置資金の100分の80以内（ただし、小規模事業者が専有する部分については100分の90以内）